

# 南部町駅伝・マラソン大会競技規則

## 共 通

- 1 ランナーは、誠実に競技しなければならない。
- 2 ランナーは、清潔で不快に思われないようにデザインされ仕立てられた服装をしなければならない。また、その布地は濡れても透き通らないものでなければならない。
- 3 ランナーは、胸と背にはっきり見えるようにあらかじめ支給された2枚のナンバーカードをつけなければならない。
- 4 ナンバーカードは、プログラムに記載のものと同じ番号でなければならない。
- 5 ナンバーカードは、競技中いつでも見えるところへ付けなければならない。
- 6 ランナーは、道路の左側を走らなければならない。また、交差点では、交差点の中心線より右に出ではならない。その他、誘導員の指示に従う。
- 7 ランナーは、勝手に競技路から退去すると、その後の競技を続けることはできない。
- 8 ランナーは、飲食物を携行することはできない。
- 9 競技中、医務員から競技中止を命ぜられたランナーは、直ちに競技を中止し、医務員の指示に従わなければならない。
- 10 全ての選手は、感染症予防に努め、当日までの体調管理を徹底しなければならない。また、当日に平熱より1度以上高い発熱がある場合や、体調不良を感じる場合は、大会への参加を中止する。

## 駅 伝

- 11 1区間の途中でランナーを交代させることはできない。
- 12 ランナーは『赤たすき』を着用して走行し、中継所内で次区間選手に引き継ぐ。
- 13 ランナーが途中で競技続行が不可能な状態になったとき、または競技を中止させられた場合は、当該チームのその区間の競技を無効とする。ただし、そのチームは、駅伝審判長の指示に従い次区間から『白たすき』を着用し競技を続行することができる。この場合、そのチーム全体の記録成績は認められないが、各区間の成績は認められる。
- 14 中継所で「たすき」を引継ぐ線は、中継線より進行方向に位置しなければならない。
- 15 中継線より20m先に白線を引き、「たすき」は中継線と白線の間で引き継がなければならない。ただし、道路上で事故があり、その区域内で引継ぎができなかった場合は駅伝審判長の指示に従う。
- 16 「たすき」は投げたりせず、手渡さなければならない。
- 17 「たすき」の受け渡しを終えたランナーは、他のランナーの邪魔にならないように直ちに左側の走路外に出なければならない。

- 18 ランナーが2人以上接近して中継線に近づいた場合は、先頭のチームに属するものが左側に、次のチームの者はその右側に順次待つものとする。
- 19 その他、駅伝審判長の指示に従う。

**マラソン**

- 20 ランナーは、全区間を1人で走るものとする。
- 21 9.0 km地点（総合センター前）を通過するときは、制限時間1時間を越えて、通過できない。
- 22 ランナーは、各中継所を通るとき、中継所内に入らない。
- 23 ランナーは、本部が設置する給水所においてのみ給水できる。
- 24 その他、マラソン審判長の指示に従う。